

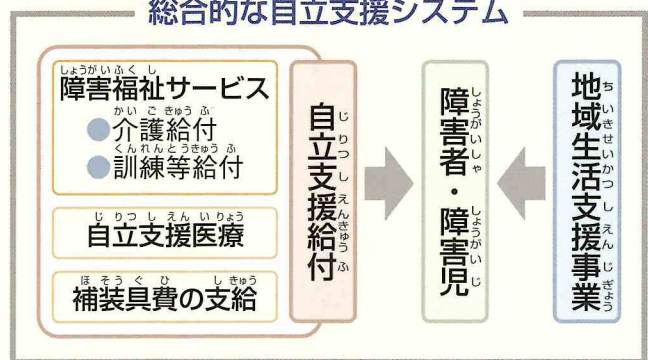
みんなのあんしん・やさしいまちづくり

しょう がい ふく し
障害福祉サービス
り よう
利用のてびき



そうごうてき じりつしえん
総合的な自立支援システム

しょうがいしゃ しょうがい
障害者総合支援法は、障害のある
ひと じりつ せいかつ
人が自立した生活がおくれるよ
うに じりつ せいかつ
うに支援し、すみなれた地域で安
しん ちいさ あん
心して暮らせる社会を実現してい
くためのしくみです。



障害福祉サービスの利用のしかた

障害福祉サービスを利用するためには、事前の申請などの手続きが必要になります。市区町村や相談支援事業者がお手伝いしますので、まずは市区町村の担当窓口か相談支援事業者にご相談ください。



1 相談・申請

市区町村または指定特定相談支援事業者*に相談します。サービスが必要な場合は市区町村に申請します。

*市区町村の指定を受けた事業所の中で、障害福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援、サービス等利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。

2 調査

障害者または障害児の保護者と面接して、心身の状況や生活環境などについての調査を行います。

3 審査・判定

調査の結果および医師の診断結果をもとに、市区町村の審査会で審査・判定が行われ、どのくらいサービスが必要な状態かが決められます。

4 決定（認定）・通知

指定特定相談支援事業者が利用者の希望などを考慮に入れたサービス等利用計画案を作成します。それらを踏まえてサービスの支給量などが決まり、通知され、受給者証が交付されます。

*受給者証には、サービスの利用に関する大切な情報が記載されていますので大切に扱いましょう。

*認定結果に満足できないときには、都道府県に申し立てをすることができます。

5 事業者と契約

サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。



6 サービスの利用開始

受給者証を提示してサービスを利用し、負担能力に応じた利用者負担を支払います。

*負担が重くなりすぎないように、所得の低い人の利用者負担を無料にするなどの軽減策がとられています。

利用できる障害福祉サービス

日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」があり、それぞれ家庭などで利用できる「訪問系サービス」、入所施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」、施設に入所して利用できる「居住系サービス」があります。

※施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費などは全額自己負担ですが、所得の低い人は負担が軽減されます。
 ※グループホームを利用する人で所得が低い人は、家賃の一定額が助成されます。

訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）

入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護を行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由または、重度の知的・精神障害がある人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。

行動援護

行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。

重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

短期入所（ショートステイ）

介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

同行援護

重度の視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。

日中活動系サービス

生活介護

おもに日中に障害者支援施設などで行われる介護サービスや、創作的活動の機会の提供などを行います。

療養介護

病院などの施設において、機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。

就労移行支援

就労を希望する人に、知識や能力向上のための訓練などを、一定期間の支援計画に基づき行います。

就労継続支援（雇用型・非雇用型）

一般企業等で働くのが困難な人に、働く場の提供や、知識や能力向上のための訓練を行います。

就労定着支援

平成30年4月から

一般就労への移行にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように、訪問や来所により必要な支援をします。

居住系サービス

施設入所支援

介護が必要な人や通所が困難な人で、自立訓練または就労移行支援のサービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。

共同生活援助（グループホーム）

日中に就労または就労継続支援等のサービスを利用している知的障害者または精神障害者に対し、共同生活の場において、相談や日常生活上の援助を行います。

自立生活援助

平成30年4月から

施設を利用していた人がひとり暮らしをはじめたときに、生活や健康などに問題がないか、訪問して助言などの支援をします。

… 介護給付 … 訓練等給付（基本的に18歳以上の障害者が対象）

補装具費の支給について

事前の申請により必要と認められると、補装具の購入費または修理費が支給されます。負担能力に応じた利用者負担を支払います。

※所得に応じて一定の負担上限があります。

対象となる補装具

義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持いす、起立保持具、排便補助具、頭部保持具、重度障害者用意思伝達装置、整形靴



日常生活用具は、地域生活支援事業より支給されます。くわしくは市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害福祉サービスとは別に、地域や利用者の実情に応じて市区町村と都道府県が協力して実施する事業です。障害者の地域における生活を支えるさまざまな事業を行っています。

市区町村が行う地域生活支援事業

地域生活支援事業のサービス内容や利用者負担は、市区町村により異なります。

● 研修・啓発
障害者に対する理解を深めるための研修およびイベントや広報を行います。

● 自発的活動支援
障害者やその家族、地域住民などが自発的に行う交流活動などを支援します。

● 相談支援事業
障害者や障害児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のための必要な援助などを行います。

● 意思疎通支援事業
意志の伝達に支援が必要な障害者等に対して、手話通訳等を養成・派遣する事業などを行います。

● 日常生活用具の給付等事業
重度の障害者に、補装具以外の機器で、自立した日常生活を支援する用具の給付やレンタルを行います。

● 移動支援事業
自立支援給付の対象とならないケースでの外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。

● 地域活動支援センター機能強化事業
創作的な活動や生産活動など、さまざまな活動を支援する場としての地域活動支援センターの機能を強化して、障害者の地域生活を支援します。

● 手話奉仕員養成研修事業

- その他**
- ・ 日中一時支援 ・ 訪問入浴サービス ・ 生活支援事業
 - ・ 社会参加促進事業 ・ 成年後見制度利用支援事業
 - ・ 地域移行のための安心生活支援事業 ・ 福祉ホームなど